

令和8年4月1日

保護者様

茨城県立古河第一高等学校長 有瀧 由起子

「ラーケーション（体験活動推進日）」について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより本校の教育活動に対しご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では今年度より、すべての県立高等学校で、生徒が校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保することを目的としたラーケーション（体験活動推進日）を設けることになりました。つきましては、本校でのラーケーション（体験活動推進日）につきまして、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

1 取得について

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とされない日とする。なお、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 申請方法

本校所定の申請用紙を、本校ホームページからダウンロードまたは、担任から申請用紙を受け取り、生徒本人、保護者の署名を付して、原則として1週間前までに担任に申請する。

3 ラーケーションの日（体験活動推進日）を取得することができない日（期間）

令和8年4月、令和9年1月～3月は全学年ラーケーションの取得はできません。

定期考査期間中及び考査開始日の1週間前、入学式、卒業式、始業式、終業式、開講式、閉講式、学校行事、定期健康診断（内科検診、歯科検診等）該当日、課題実力テスト、一斉テスト、進路指導に係る行事、講演会等

※ただし、本人が該当しない行事にラーケーション取得を希望する場合は、事前にクラス担任にご相談ください

詳細については、本校ホームページ「ラーケーションの日」を取得できない日（期間）一覧をご覧ください。

4 その他

(1) 取得前

生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」を活用し、体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。

※茨城県が作成した「パンフレット」「リーフレット」は、本校ホームページに掲載します。

(2) 取得後

生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合い、話し合った内容を「スコル手帳 My バトンノート自由記入欄」に記録し、活動の振り返りを行うこと。